登米市水道事業の主な取組（合併後～令和４年度）

資料3

年度		職員数
H17	・登米郡８町と本吉郡津山町の市町村合併に伴い登米市水道事業創設	50
H18	・水道事業所事務所を登米庁舎内に移転	49
H19	・横山簡易水道事業を登米市水道事業に統合「１市１水道」体制をスタート	49
H20	・保呂羽浄水場の運転管理業務を民間業者へ委託する	42
H21	・登米市地域水道ビジョン策定 ・水道水の安全を図るため米川浄水場、米谷浄水場に紫外線処理設備を導入	39
H22	・料金徴収業務を民間業者へ委託し、水道お客さまセンターを開設 ・東北地方太平洋沖地震が発生 ・水道水の安全を図るため錦織浄水場に膜ろ過設備を導入	31
H23	・浄水施設等管理運転業務を民間業者へ委託	31
H24	・災害対策のため石越浄水場、大巻取水場に自家発電設備を設置	29
H25		28

年度		職員数
H26	・登米市地域水道ビジョン改訂 ・大萱沢浄水場の取水井を整備	28
H27		29
H28	・災害対策のための緊急時用連絡管の整備が完了、保呂羽浄水場から東和地区への配水が可能となる ・災害対策の新田配水池竣工 ・配水施設等維持管理業務を民間業者に委託 ・災害対策のための市内８カ所の配水池で遮断弁の整備が完了	28
H29	・水道事業経営戦略を策定 ・基幹管路の耐震化を図るため、「水道管路緊急改善事業」に着手（令和10年度完了予定）	29
H30	・水道水の安定供給を図るため下り松ポンプ場竣工 ・安全対策のため全浄水場に監視用カメラを設置	28
H31 (R1)		27
R2	・建設部下水道課との組織統合により、上下水道部発足	26
R3	・登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会を設置	23
R4	・登米市水道事業施設統廃合計画を策定	23

登米市下水道事業の主な取組（合併後～令和５年度）

資料4

年度		職員数
H17	・登米郡８町と本吉郡津山町の市町村合併に伴い登米市誕生	34
H18		33
H19	・登米市下水道基本構想を策定 ・下水道管理課と下水道建設課を１課に統合し、「下水道課」とする	29
H20	・公共・農集・浄化槽の３つの特別会計を１つに集約し、「下水道事業特別会計」とする ・上谷地地区、東千貫地区の農業集落排水処理施設が供用開始	28
H21	・平坪地区、砥落地区の農業集落排水処理施設が供用開始	28
H22	・下水道使用料を改訂（平均改定率23.8%） ・東北地方太平洋沖地震が発生	26
H23		25
H24	・登米市農業集落排水施設最適整備構想を策定	23
H25	・３つの地区の農業集落排水処理施設が供用開始（米川地区・長谷地区・沢田地区）	22
H26		22
H27	・登米市下水道基本構想を改定	21
H28	・大泉地区農業集落排水施設が供用開始、農業集落排水処理施設全ての整備が完了（26地区24処理施設） ・大東地区雨水排水整備事業に着手（令和６年完成予定）	20
H29	・下水道事業経営戦略を策定	20
H30	・登米市公共下水道ストックマネジメント計画を策定	19
H31 (R1)		18
R2	・水道事業所との組織統合により、上下水道部発足 ・地方公営企業法を適用（全部適用）	21
R3	・登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会を設置	20
R4	・包括的民間委託に向けた取組みとして、施設の維持管理業務を３年間の複数年契約に変更	21
R5	・施設統廃合計画を策定予定	